

令和5年度 地域支援機関連携フォーラム

コロナ禍の事業者再生支援について

2024年2月5日

阿部・井窪・片山法律事務所

弁護士 横田 直忠

この60分でお話すること

中小企業の事業再生等に関するガイドライン策定の背景を学び、
今後の中小企業支援の在り方を考える。

1. コロナ禍で何が起きたのか
2. 中小企業活性化協議会、中小企業の事業再生等に関するガイドライン策定の背景
3. 活性化パッケージのポイント
4. 今後の中小企業支援への期待

自己紹介



横田 直忠

弁護士（第一東京弁護士会所属）
日本弁護士連合会中小企業法律支援センター幹事
認定経営革新等支援機関
中小企業の事業再生等に関するガイドライン 第三者支援専門家

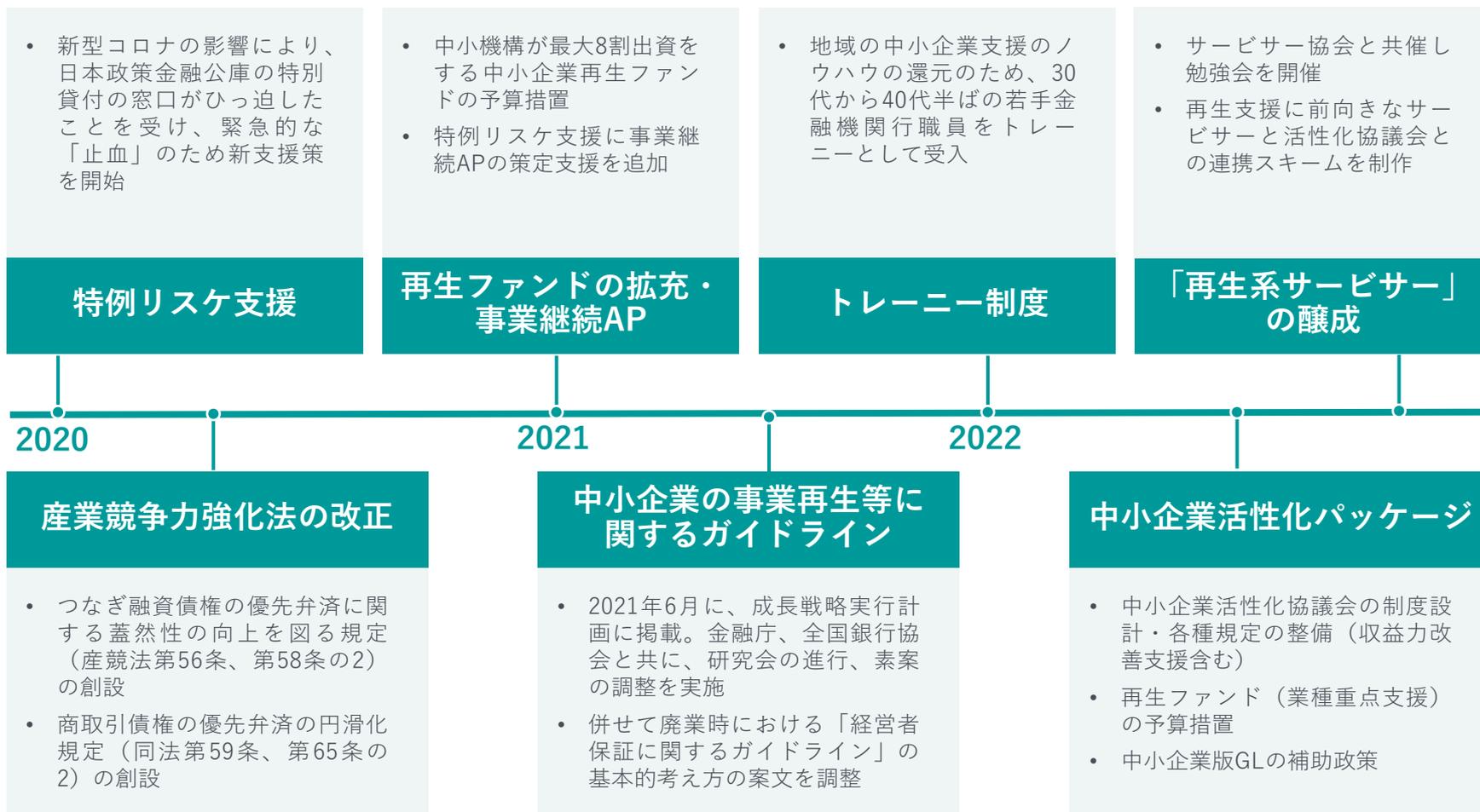
経歴

2014年 首都大学東京（東京都立大学）卒業
2015年 司法試験予備試験合格
2016年 慶應義塾大学法務研究科卒業、司法試験合格
2017年 阿部・井窪・片山法律事務所入所
2020年 経済産業省中小企業庁事業環境部金融課で従事
2022年8月- 阿部・井窪・片山法律事務所帰任

主な執筆・講演・取材

- ・ポストコロナの事業復活に向けた「中小企業活性化パッケージ」（金融財政事情2022年4月12日号 [通巻：3443号 共著]
- ・「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の意義——中小企業政策の観点から（NBL1219号 共著）
- ・「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」の意義 — 中小企業政策の観点から（NBL1220号 共著）
- ・動き出した「中小企業活性化協議会」（事業再生と債権管理177号）
- ・日本政策金融公庫「事業再生シンポジウム」パネリスト 2022年5月31日
- ・私的整理の普及を通じて、あらゆるフェーズの中小企業を支えたい ～ コロナ支援策の立案に携わった横田直忠弁護士 単独インタビュー ～ 株式会社東京商工リサーチ 2023年6月5日
- ・中小企業の事業再生等に関するガイドラインのすべて（編集委員及び執筆者） 商事法務（2023年）
- ・ポストコロナの事業再生・廃業（再チャレンジ）支援の現在地—弁護士、協議会、金融機関の果たす役割— 季刊 事業再生と債権管理 冬号（2024年） 12-33ページ

主な政策企画・立案



目次

1. コロナ禍で何が起きたのか
2. 中小企業活性化協議会、中小企業の事業再生等に関するガイドライン策定の背景
3. 活性化パッケージのポイント
4. 今後の中小企業支援への期待

特例リスケ支援


 経済産業省 中小企業庁

新型コロナの影響による資金繰りに悩む中小企業者のみなさん、
借入金の元金返済を止め、資金繰りを守り
ポストコロナに向けた取組をサポートします！

新型コロナ特例リスケジュール支援

再生計画策定支援

資金繰りに悩む事業者
Before

✗ 事業改善の見通し
なければ支援不可

○ コロナの影響で業況が悪化した
事業者の当面の資金繰りを確保

主要債権者（金融機関）の支援姿勢を確認した後、
特例リスケジュール要請
すでにリスケジュール中の中小企業者も支援可能

特例リスケジュール策定支援

After

**対象
拡充**

こんなピンチをサポートします！

資金繰りのために、とにかく借入返済をリスケジュールしたい！
もともとの経営不振が新型コロナの影響でさらに悪化。
借入の返済計画を大幅に見直せば何とか続けられるかも…

→ **短期間で元金支払いストップ可能！複数の金融機関でもOK！**
金融機関と経営者の間に入って調整します！

特例リスケジュール策定にかかる助言や
**金融機関調整を支援し、
経営者の負担軽減！**

再生支援協議会が、特例リスケジュールの策
定支援。積極的に新規融資を含めた金融
機関調整・合意形成を支援します。

中小企業者

→

再生支援協議会

→

政府系金融機関

債権者
(民間金融機関)

信用保証協会

経営者と金融機関
の間に入って調整

新型コロナの先行きが見えない中、資金繰りが心配
国の資金繰り支援策（特別貸付等）をフル活用しても間に合わない。
既存の金融機関全体を調整して、資金繰りを持たせたいといけない…

→ **事業再生の専門家（金融機関経験者、公認会計士、税理士、
中小企業診断士、弁護士等）が伴走！**
コロナ終息後の再生まで資金繰り・ポストコロナに向けた行動
計画（事業継続アクションプラン）策定のサポートをします！

特例リスケジュールを策定後、毎月1回、計画実行状況をモニタリング。モニタリング終了後の本格的な再生支援に
かかる事業再生計画策定費用を国が一部負担します。中小企業者を事業改善まで一貫してサポートします。

特例リスケ支援

セーフティネット貸付
新型コロナ特別貸付
セーフティネット保証4号・5号
危機関連保証などなど・・・

新規融資支援 **(輸血)** はあるけど

リスケ支援 **(止血)** はない！！

2

※2020年8月24日 霞が関ダイアログ 中小企業庁講演資料より引用

**いったん止血（リスケ）をして、
輸血（新規融資）ができれば**

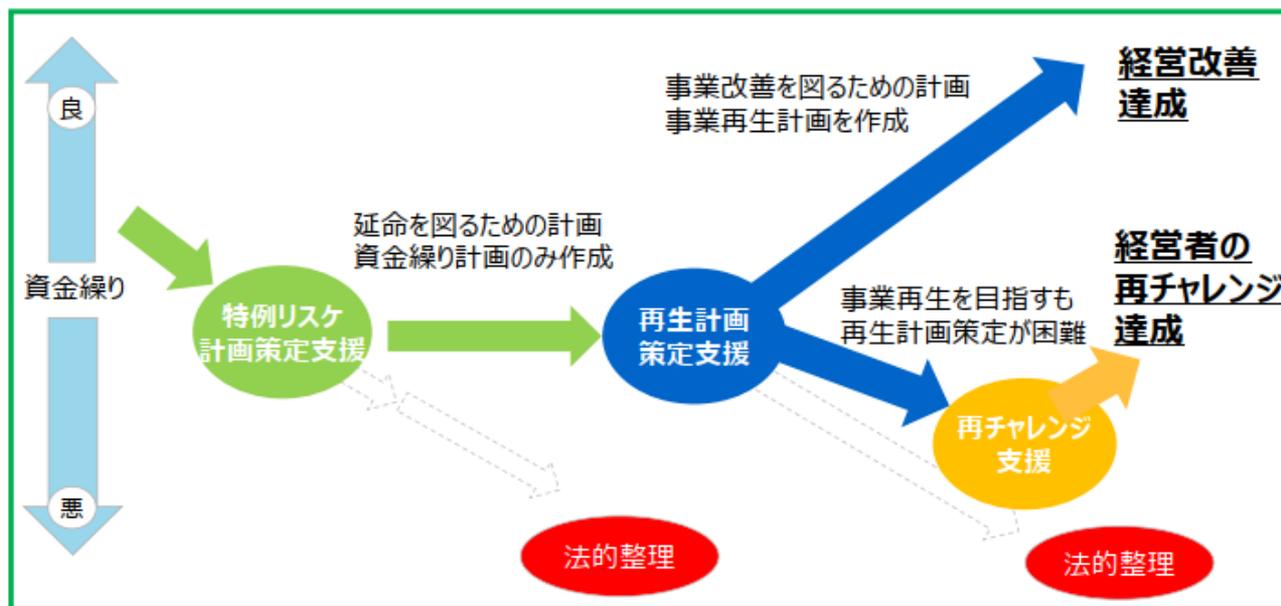
**先行きの見えない中小企業に
安心してもらえるはず・・・！！**

3

特例リスケ支援

再生支援協議会なら・・・

特例リスケ支援と再生計画策定支援を組み合わせた支援



◆ 日々の資金繰りから、事業改善まで一貫してサポート

9

特例リスケ支援が目指したもの

企画の際に考えていたこと

- 危機時における行政による支援の迅速さを感じる
- 再生支援の政府の主導の歴史を勉強する
- 金融円滑化法の反省を活かすことはできないか（協議会に1社でも駆け込んでもらう）

政策企画の方向性

- 協議会が、地域の中小企業支援のハブとなることで、「**地域全体での支援の最大化**」を追求できないか
- 出口支援が喫緊の課題に。政策パッケージ期の政策課題の解決方法を考える
- 現場の専門家に勉強させていただき、政策に落とし込む（見える化する）

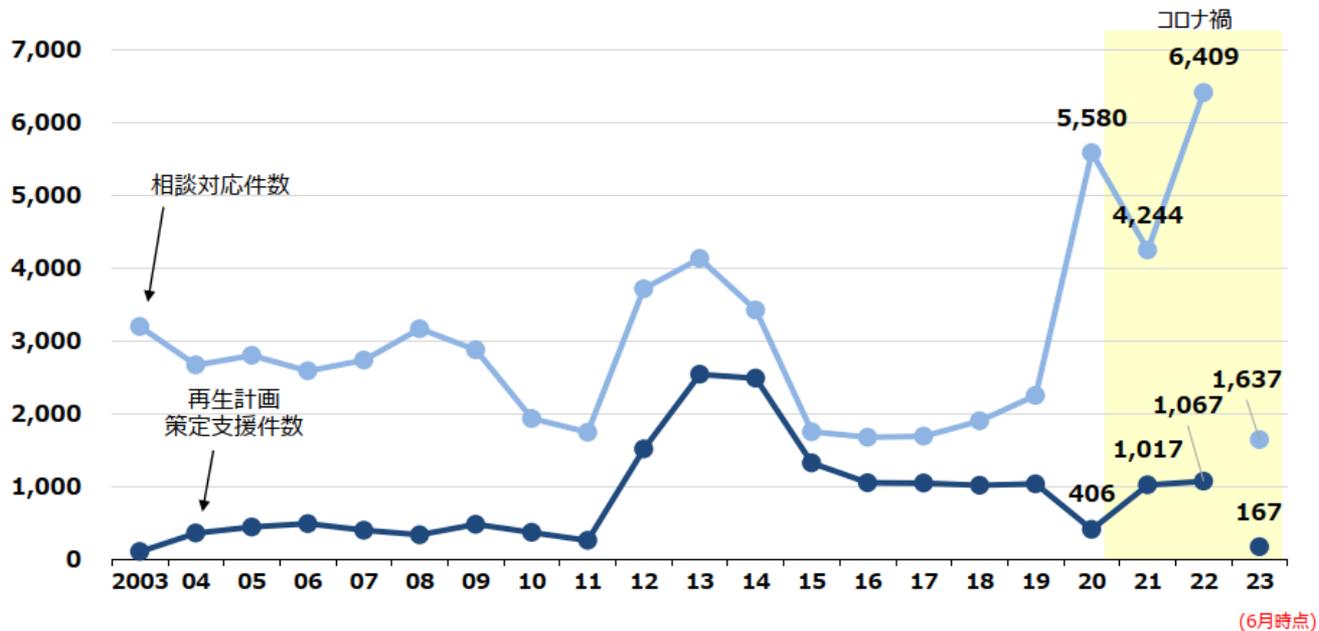
特例リスケ支援が目指したもの

西暦	出来事		
1922	破産法（旧）公布	2006	会社法施行（特別清算手続）
1991	バブル崩壊	2008	リーマンショック
1995	阪神淡路大震災		事業再生 ADR 成立
1996	住宅金融債権管理機構設立	2009	企業再生支援機構（～2013）JAL 等
1997	大型倒産頻発（北海道拓殖銀行破綻等）		産業革新機構
1998	<u>金融監督庁の発足</u>		中小企業金融円滑化法成立
1999	整理回収機構発足（大手 15 行に 7 兆 5000 億円の	2010	JAL 会社更生
	公的資金）	2011	東日本大震災
	産業活力再生強化特別措置法施行	2012	<u>政策パッケージ策定（内閣府・金融庁・中企庁）</u>
2000	金融庁発足	2013	アベノミクス
	大型倒産（そごう・千代田生命等）		地域経済活性化支援機構（REVIC）
	<u>民事再生法・特定調停法施行</u>		※企業再生支援機構を改組
2001	同時多発テロ事件		<u>経営者保証ガイドライン策定</u>
	<u>私的整理ガイドライン策定</u>	2014	経済産業省 産業競争力強化法施行
2002	金融再生プログラム（竹中プラン）	2019	金融検査マニュアル廃止
2003	中小企業再生支援協議会発足		
	産業再生機構発足（～2007）		
2005	<u>破産法（現行）施行</u>		

参考：中小企業活性化協議会の支援実績

- 2022年度の中小企業活性化協議会の相談件数は過去最高の6,409件。
- 再生計画の策定支援件数も2021年度から増加傾向。

中小企業活性化協議会（※）の支援実績



※中小企業再生支援協議会は2022年4月1日より中小企業活性化協議会として再編。（上記実績は中小企業再生支援協議会における支援実績を含む）

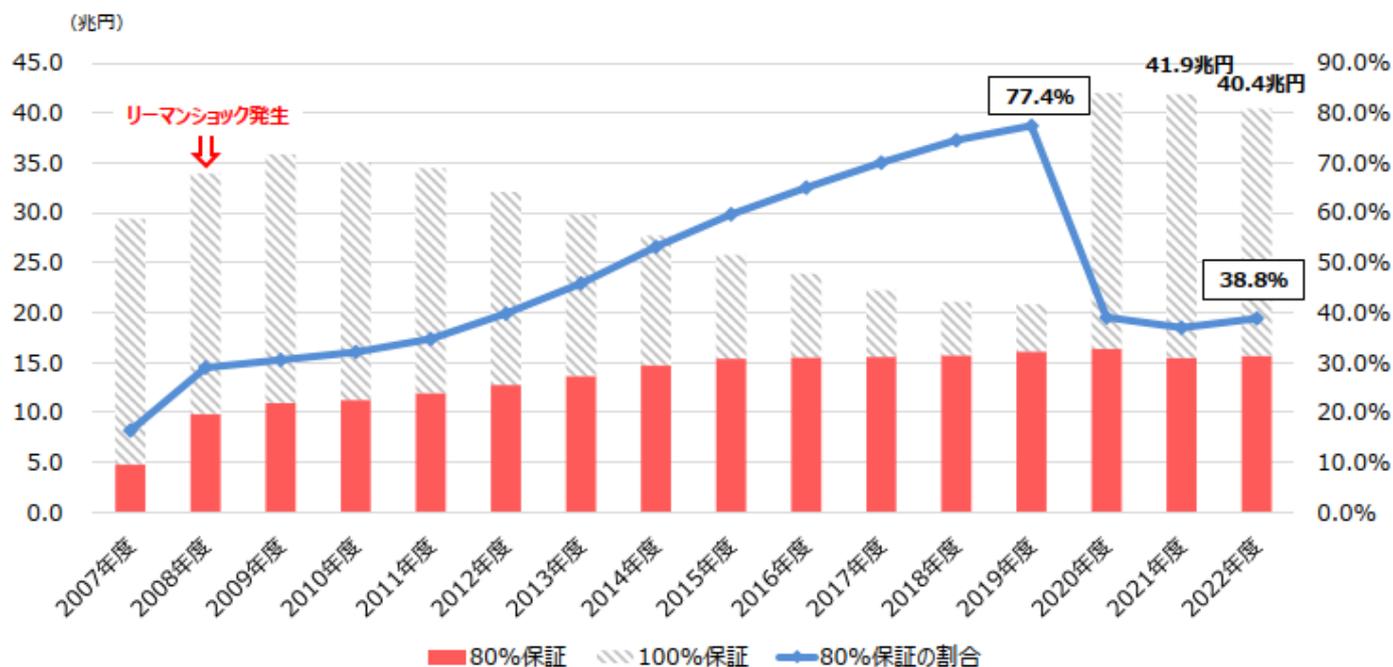
16

※2023年10月26日公表 金融小委員会「事務局説明資料」から引用

現状

保証債務残高（ストック）・80%保証の割合の推移

- コロナ禍において、民間ゼロゼロ融資等により、信用保証協会における**保証債務残高は増大**。保証債務残高に占める**80%保証の割合は減少**。
- 2023年3月末時点の保証債務残高（ストック）は**40.4兆円**。80%保証の割合は**38.8%**。



(出所) 全国信用保証協会連合会提供資料より作成

12

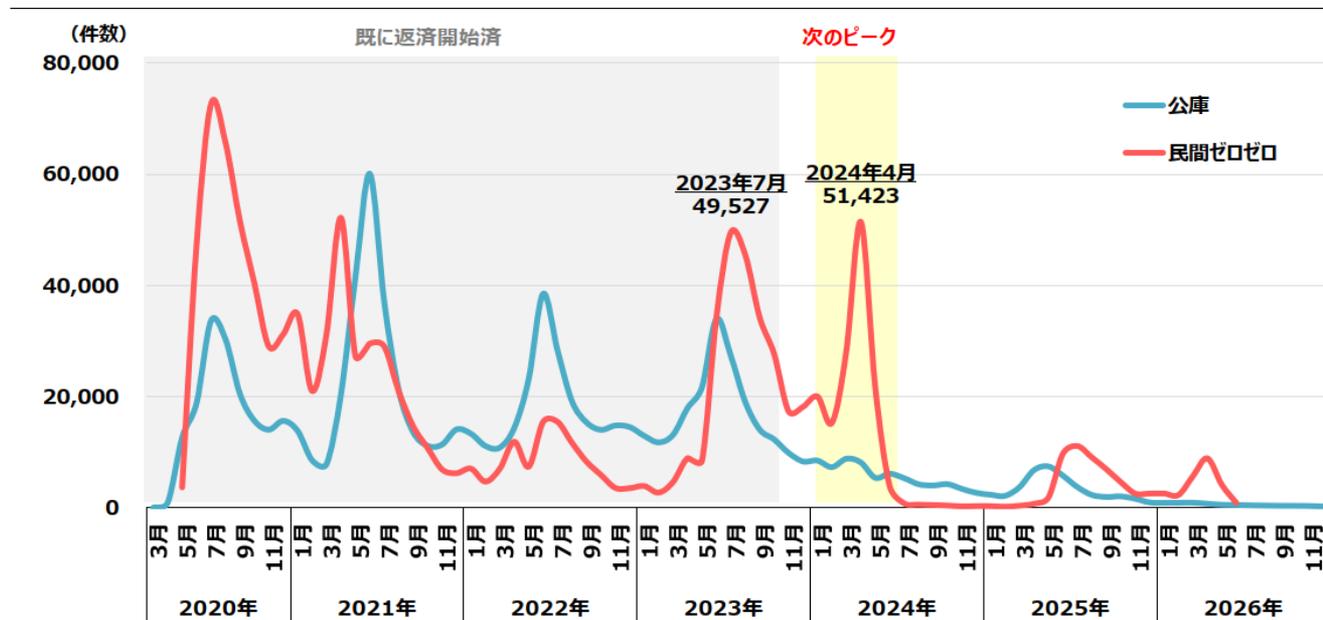
※2023年6月29日公表 金融小委員会「事務局説明資料」から引用

現状

民間ゼロゼロ融資の返済開始時期

- **日本公庫のコロナ融資**の返済開始時期のピークは**既に到来**（2021年6月,2022年6月）。
- **民間ゼロゼロ融資**の返済開始時期の次のピークは、**2024年4月**。

コロナ関連融資の返済開始時期の実績と見通し（2023年3月末時点）



(*1) 民間ゼロゼロの数値は、日本政策金融公庫における保険引受件数。すべて、2023年3月末時点の数値。
(出所) 日本政策金融公庫提供データより作成。

6

※2023年10月26日公表 金融小委員会「事務局説明資料」から引用

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正案の概要

背景

- 2023年7月以降、民間ゼロゼロ融資の返済が本格化していることも踏まえ、問題を先送りせず、**金融機関による経営改善・事業再生支援の一層の推進**を図る必要

① 経営改善・事業再生支援等の本格化への対応

コロナ禍の資金繰り支援フェーズから事業者の実情に応じた**経営改善・事業再生支援フェーズ**への転換

② 一歩先を見据えた早め早めの対応の促進

- 事業者の現状のみならず、**状況の変化の兆候を把握し、一歩先を見据えた対応**を求める
- 状況の悪化の兆候がある事業者に、正確な状況認識を促すとともに、**プッシュ型で提供可能なソリューションを示し、早め早めの対応を促す**よう求める
- 信用保証付融資が多い事業者やメインでない事業者等への支援について、**信用保証協会や他の金融機関との早めの連携**を求める

③ 顧客に対するコンサルティング機能の強化

- 事業再生ガイドライン等、提案するソリューションの充実を求める
- 早期の経営改善に関する計画策定等のソリューションを、公的制度も活用しながら提案し、その実行状況を継続的かつ適切にモニタリング**するよう求める
- 政府系金融機関・支援専門家(税理士、弁護士等)・支援機関(中小企業活性化協議会等)との連携を求める

目次

1. コロナ禍で何が起きたのか
- 2. 中小企業活性化協議会、中小企業の事業再生等に関するガイドライン策定の背景**
3. 活性化パッケージのポイント
4. 今後の中小企業支援への期待

中小企業活性化パッケージ

中小企業活性化パッケージ

～コロナ資金繰り支援の継続と収益力改善・事業再生・再チャレンジの促進～

2022年3月4日
経済産業省
金融庁
財務省

Ⅱ. 中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援

収益力改善フェーズ

①認定支援機関による伴走支援の強化

→ 収益力改善に向けた計画策定に加え、認定支援機関による**計画実行状況のフォローアップや助言等を強化**【22年4月～】

②協議会による収益力改善支援の強化

→ ポストコロナを見据え、中小企業再生支援協議会において、コロナ禍で緊急的に実施している特別リスク支援を**収益力改善支援にシフト**【22年4月～】

事業再生フェーズ

①中小機構が最大8割出資する再生ファンドの拡充

→ **コロナの影響が大きい業種（宿泊、飲食等）を重点支援する**ファンドの組成、ファンド空白地域の解消を促進【順次】

②事業再構築補助金に「回復・再生応援枠」を創設

→ 再生事業者が優先採択される枠を創設し、収益力の向上を促進【22年春頃～】
・補助率：3/4（中堅2/3）
・補助上限額：従業員規模により500万～1500万円

③中小企業の事業再生等のガイドラインの策定

（経営者退任原則、債務超過解消年数要件等を緩和）
→ 数百人規模の民間専門家（弁護士等）を活用し支援
→ ガイドラインに基づく**計画策定費用の支援制度を創設**【22年4月～】

再チャレンジフェーズ

①経営者の個人破産回避のルール明確化

→ **個人破産回避に向け、「経営者保証ガイドライン」に基づく保証債務整理の申出を受けた場合には、金融機関が誠実に対応する、との考え方を明確化**【21年度中】

②再チャレンジに向けた支援の強化

→ 経営者の再チャレンジに向け、中小機構の人材支援事業を**廃業後の経営者まで拡大**【22年4月～】
→ 中小機構において、**廃業後の再チャレンジに向けた専門家支援を展開**【順次】
→ 公庫の再チャレンジ支援融資を拡充【22年2月～】

収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する体制の構築

- 全国47都道府県にある中小企業再生支援協議会を関連機関と統合し、**収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する「中小企業活性化協議会」を設置。**
- 中小企業活性化協議会がハブとなって金融機関、民間専門家、各種支援機関とも連携し、苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを地域全体で推進。

※2022年3月4日公表 「中小企業活性化パッケージ」から引用

その後01. 中小企業活性化パッケージNEXT

II. 中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援		
収益力改善フェーズ	事業再生フェーズ	再チャレンジフェーズ
①認定支援機関による伴走支援の強化 ②中小企業活性化協議会による収益力改善支援の強化	①中小機構が最大8割出資する再生ファンドの拡充 ②事業再構築補助金に「回復・再生応援枠」を創設 ③中小企業の事業再生等のガイドラインの策定 （経営者退任原則、債務超過解消年数要件等を緩和）	①経営者の個人破産回避のルール明確化 ②再チャレンジに向けた支援の強化
収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する体制の構築		
→ 全国47都道府県にある中小企業再生支援協議会を関連機関と統合し、収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する「中小企業活性化協議会」を設置。 → 中小企業活性化協議会がハブとなって金融機関、民間専門家、各種支援機関とも連携し、苦む中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを地域全体で推進。		
更に加速するための追加措置		
○収益力改善支援実務指針の策定	①再生ファンドの組成を促す優先分配スキームの創設	○経営者の個人破産回避に向けた取組の促進
→ 支援機関向けに、収益力改善支援の実務指針を策定。経営改善計画策定支援事業と連携し、実効性を確保。	①再生ファンドの組成を促す優先分配スキームの創設 → 中小機構が出資する再生ファンドについて、民間出資者に優先分配する仕組みの創設。 ②再生系サービサーを活用した支援スキームの創設 → 中小企業活性化協議会との連携による、再生系サービサーを活用した支援スキームの創設。 ③金融機関との連携によるREVIC等のファンドの活用促進	○経営者の個人破産回避に向けた取組の促進 → 再チャレンジのネックとなる個人保証について、個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を本年中にとりまとめ。 → 融資先の廃業時等に「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理を行った割合を把握するなど、金融機関に対して、よりきめ細かいフォローアップを行う。
中小企業活性化協議会の機能強化		
→ 飲食業・宿泊業支援専門窓口の設置 → 信用保証協会・中小企業活性化協議会・地方経済産業局の間で連携協定を締結。民間無利子融資先を中心に、収益力改善等を連携して支援。 → 中小企業活性化協議会（416人体制で稼働中）について、サテライトでの相談対応（17協議会）を行うことで体制を強化。 → 地域金融機関職員を再生支援のノウハウ習得のため中小企業活性化協議会に派遣するトレーニー制度の拡充。		

※2022年9月8日公表 「中小企業活性化パッケージNEXT」から引用

その後02. 挑戦する中小企業応援パッケージ

挑戦する中小企業応援パッケージ

2023年8月30日
経済産業省
金融庁
財務省

I. 将来の挑戦に向けたコロナ資金繰り支援

- ① **セーフティネット保証4号（100%保証）の借換目的での利用継続（新規融資のみでの利用は23年9月末で終了）**【当面は23年12月末まで】
- ② 事業再構築等への挑戦を応援すべく、**日本公庫等の資本性劣後ローン**の限度額引上げ（10億円→15億円）、**延長**【24年3月末まで】
- ③ **日本公庫等のスーパー低利融資**を、**金利引下げ幅は縮小（▲0.9%→▲0.5%）**の上、**延長**【24年3月末まで】
- ④ **物価高騰対策のセーフティネット貸付の金利引下げ措置を延長**【24年3月末まで】

II. 挑戦する中小企業の経営改善・再生支援の強化

- **挑戦意欲がある中小企業の経営改善や再生支援を加速していくべく、総合的な支援策を展開する。**

経営改善・再生支援の体制整備

- 関係者一丸となった経営改善・再生支援を進めるため、「**挑戦する中小企業の経営改善・再生支援強化会議**」（仮称）を設置。
- 官民金融機関による経営改善・再生支援の取組状況等をきめ細かくフォロー。

経営改善フェーズ

- ① **信用保証協会による経営改善支援の強化**
→ 民間金融機関等との連携による支援を強化するため、協会向けの監督指針を改正。【2024年度】
- ② **民間金融機関による経営改善支援の促進**
→ 「**早期経営改善計画策定支援事業**」（支援費用の2/3を補助）等について、100%保証先等に、**民間金融機関も一定の条件で利用を認める**。【2024年度】
- ③ **経営者保証改革の促進**
→ 保証料上乘せにより経営者保証の提供を選択できる信用保証制度において、**時限的な保証料負担軽減策を検討**。【2024年度】
→ 金融機関が経営者保証を徴求する**手続に対する監督強化**など「**経営者保証改革プログラム**」の実行、**事業成長担保権の創設**。【2023年度法案提出を目指す】

再生フェーズ

- ① **商工中金の危機対応融資先への支援強化**
→ 危機対応融資を活用した事業者に対して、**DES（債務の株式化）による再生支援を可能とする**。【2023年10月】
- ② **事業再生ガイドラインの運用改善等**
→ **第三者支援専門家補佐人の選定要件**（対象債権者の全員同意）の**緩和の検討等**。
→ ガイドラインの活用事例の公表。【2023年10月】
- ③ **コロナ資本性劣後ローンの運用明確化**
→ **私的整理時であっても一定の場合**（例：民間金融機関が協調融資の際に既存債権を劣後化している場合）には、**劣後化されることがあり得ることを明確化**。【2023年10月】

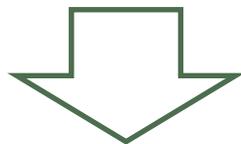
再チャレンジフェーズ

- ① **中小企業活性化協議会の体制強化**
→ 円滑な再チャレンジを支援するため、**協議会の弁護士数を倍増開始**（26名→50名）。【2023年度】
- ② **廃業時の取扱いの明確化**
→ **廃業手続の早期着手により、手元に残せる資産が増加する可能性があること等を明確化**（「廃業時における経営者保証ガイドラインの基本的考え方」の改定の検討）。
→ 保証人の自己破産回避に向けた好事例の公表。【2023年】
- ③ **求償権消滅保証の運用改善**
→ 金融取引を正常化させる**求償権消滅保証の利用時の計画の対象に、「経営改善計画策定支援事業」による計画も含める**。【2023年10月】

※2023年8月30日公表 「挑戦する中小企業応援パッケージ」から引用

中小企業活性化パッケージ策定の背景①

- 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会の累計のコロナ関係融資の承諾件数は約300万件、総額56.4兆円（2022年2月時点）
- 一方、2022年3月時点での日本政策金融公庫や商工中金への融資申込件数、信用保証協会の保証承諾件数は、昨年4月以降横ばい傾向にあり、コロナ禍前（2018年）と同程度の水準まで安定
- 中小企業の課題が「資金繰りの維持」から徐々に「増大する債務への対応」へとシフト



- ①「フェーズに応じたきめ細やかな支援」
- ②「一元的な支援体制の構築」
- ③「官民の総力の結集（地域における支援の最大化）」

中小企業活性化パッケージ

中小企業活性化パッケージ

～コロナ資金繰り支援の継続と収益力改善・事業再生・再チャレンジの促進～

2022年3月4日
経済産業省
金融庁
財務省

Ⅱ. 中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援

収益力改善フェーズ

① 認定支援機関による伴走支援の強化

→ 収益力改善に向けた計画策定に加え、認定支援機関による**計画実行状況のフォローアップや助言等を強化**【22年4月～】

② 協議会による収益力改善支援の強化

→ ポストコロナを見据え、中小企業再生支援協議会において、コロナ禍で緊急的に実施している特別リスク支援を**収益力改善支援にシフト**【22年4月～】

事業再生フェーズ

① 中小機構が最大8割出資する再生ファンドの拡充

→ **コロナの影響が大きい業種（宿泊、飲食等）を重点支援するファンド**の組成、**ファンド空白地域の解消を促進**【順次】

② 事業再構築補助金に「回復・再生応援枠」を創設

→ 再生事業者が優先採択される枠を創設し、収益力の向上を促進【22年春頃～】
・補助率：3/4（中堅2/3）
・補助上限額：従業員規模により500万～1500万円

③ 中小企業の事業再生等のガイドラインの策定

（経営者退任原則、債務超過解消年数要件等を緩和）
→ 数百人規模の民間専門家（弁護士等）を活用し支援
→ ガイドラインに基づく**計画策定費用の支援制度を創設**【22年4月～】

再チャレンジフェーズ

① 経営者の個人破産回避のルール明確化

→ **個人破産回避に向け、「経営者保証ガイドライン」に基づく保証債務整理の申出を受けた場合には、金融機関が誠実に対応する、との考え方を明確化**【21年度中】

② 再チャレンジに向けた支援の強化

→ 経営者の再チャレンジに向け、中小機構の人材支援事業を**廃業後の経営者まで拡大**【22年4月～】
→ 中小機構において、**廃業後の再チャレンジに向けた専門家支援を展開**【順次】
→ 公庫の再チャレンジ支援融資を拡充【22年2月～】

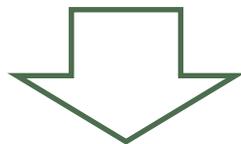
収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する体制の構築

- 全国47都道府県にある中小企業再生支援協議会を関連機関と統合し、**収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する「中小企業活性化協議会」を設置。**
- 中小企業活性化協議会がハブとなって金融機関、民間専門家、各種支援機関とも連携し、苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを地域全体で推進。

※2022年3月4日公表 「中小企業活性化パッケージ」から引用

中小企業活性化パッケージの背景②

- 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会の累計のコロナ関係融資の承諾件数は約300万件、総額56.4兆円（2022年2月時点）
- 一方、2022年3月時点での日本政策金融公庫や商工中金への融資申込件数、信用保証協会の保証承諾件数は、昨年4月以降横ばい傾向にあり、コロナ禍前（2018年）と同程度の水準まで安定
- 中小企業の課題が「資金繰りの維持」から徐々に「増大する債務への対応」へとシフト



- ①「フェーズに応じたきめ細やかな支援」
- ②「一元的な支援体制の構築」
- ③「官民の総力の結集（地域における支援の最大化）」

中小企業活性化協議会の全体像

	中小企業活性化協議会自身による支援	民間プレーヤーを活用した支援
収益力改善フェーズ	<p>収益力改善支援</p> <p>収益力低下・借入増加のおそれのある中小企業を対象に、収益力改善支援（収益力改善アクションプラン+簡易な収支・資金繰り計画）を実施します。</p> <p>収益力改善支援のページへ</p>	<p>早期経営改善計画策定支援 （ポストコロナ持続的発展計画事業）</p> <p>国が認定した専門家の支援により、経営改善計画を策定する場合、 （資金計画・ビジネスモデル俯瞰図・アクションプランなど） 専門家に対する支払い費用の2/3を補助します。</p> <p>早期経営改善計画策定支援のページへ</p>

※中小企業庁HPより引用

中小企業活性化協議会の全体像

	中小企業活性化協議会自身による支援	民間プレーヤーを活用した支援
再生フェーズ	<p>プレ再生支援・再生支援</p>  <p>収益性のある事業はあるものの、財務上の問題がある中小企業を対象に、事業面・財務面での改善を図る再生支援を実施します。</p> <p>プレ再生支援・再生支援のページへ</p>	<p>経営改善計画策定支援 (405事業) 通常枠・中小版 GL枠</p>  <p>国が認定した専門家の支援により、金融支援を伴う本格的な経営改善計画を策定する場合、専門家に対する支払い費用の2/3を補助します。</p> <p>経営改善計画策定支援のページへ</p>
再チャレンジフェーズ	<p>再チャレンジ支援</p>  <p>収益力の改善や事業再生等が極めて困難な中小企業や、保証債務に悩む経営者等を対象に、再チャレンジに向けた支援を実施します。</p> <p>再チャレンジ支援のページへ</p>	

※中小企業庁HPより引用

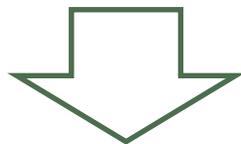
中小企業活性化協議会の全体像

<h2 style="text-align: center;">中小企業活性化協議会</h2> <p style="text-align: center;">「中小企業の駆け込み寺」としての機能を強化し、中小企業からの幅広い窓口相談を実施。</p>		
	<p style="text-align: center;">民間プレーヤーを活用した支援 中小企業の事業再生等に関するガイドライン等に基づき支援</p>	<p style="text-align: center;">中小企業活性化協議会自身による支援 中小企業活性化協議会実施基本要領に基づき支援</p>
収益力改善 フェーズ	<p style="text-align: center;">早期経営改善計画策定支援</p> <p>金融支援に至る前で、早期の経営改善を必要とする事業者が対象。事業者は、経営革新等支援機関の助けを借りて、資金繰り計画等の基本的な計画（早期経営改善計画）を策定。</p>	<p style="text-align: center;">収益力改善支援</p> <p>有事に移行する恐れのある中小企業が対象。 収益力改善計画（収益力改善アクションプラン+簡易な収支・資金繰り計画）の策定を支援。</p>
	<p style="text-align: center;">経営改善計画策定支援 ＜中小版GL枠を新設＞</p> <p>リスク、新規融資等の金融支援を必要としているものの自らの力では経営改善計画を策定できない事業者が対象。事業者は、経営革新等支援機関の助けを借りて経営改善計画を策定。2022年から、中小企業の事業再生等のための私的整理手続（中小企業の事業再生等に関するガイドライン＜第三部＞。「中小版GL」という。）に基づき、私的整理に取り組む事業者を支援するために、計画の策定費用等の補助を実施。</p>	<p style="text-align: center;">プレ再生支援</p> <p>将来の本格的な再生計画策定を前提とした経営改善を支援。</p>
再生 フェーズ		<p style="text-align: center;">再生支援</p> <p>収益性のある事業はあるものの、財務上の問題がある事業者が対象。事業者は、専門家の助けを借りて、抜本的な再生手法を含む再生支援を実施。</p>
再チャレンジ フェーズ		<p style="text-align: center;">再チャレンジ支援</p> <p>事業継続が困難な中小企業、保証債務に悩む経営者等が対象。円滑な廃業・経営者等の再スタートに向け、中小版GLや経営者保証GL等を活用し、弁護士等の外部専門家をサポート。</p>

※中小企業庁HPより引用

中小企業活性化パッケージの背景③

- 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会の累計のコロナ関係融資の承諾件数は約300万件、総額56.4兆円（2022年2月時点）
- 一方、2022年3月時点での日本政策金融公庫や商工中金への融資申込件数、信用保証協会の保証承諾件数は、昨年4月以降横ばい傾向にあり、コロナ禍前（2018年）と同程度の水準まで安定
- 中小企業の課題が「資金繰りの維持」から徐々に「増大する債務への対応」へとシフト



- ①「フェーズに応じたきめ細やかな支援」
- ②「一元的な支援体制の構築」
- ③「官民の総力の結集（地域における支援の最大化）」

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の概要（参考）

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の概要

＜第一部 本ガイドラインの目的等＞

目的① 基本的な考え方の提示

中小企業者の「平時」、「有事」、「事業再生計画成立後のフォローアップ」、各々の段階において、中小企業者、金融機関それぞれが果たすべき役割を明確化

目的② 新たな手続（中小企業版私的整理手続）の策定

公正かつ中立な第三者の支援専門家（「第三者支援専門家」）が、中小企業者の計画の合理性等を検証することで、金融機関等による私的整理手続を迅速かつ円滑化

＜第二部＞中小企業の事業再生等に関する基本的な考え方

1. 平時における中小企業者と金融機関の対応

＜中小企業者＞

財務基盤強化、経営の透明性確保、法個の資産分別管理、予防的対応

＜金融機関＞

経営課題の把握・分析、ソリューション提案、誠実な対応、予兆管理

2. 有事における中小企業者と金融機関の対応

＜中小企業者＞

適時適切な開示、本源的収益力回復、事業再生計画策定等、有事の対応を段階的に整理

＜金融機関＞

事業再生計画策定支援、専門家を活用した支援等、有事の対応を段階的に整理

3. 私的整理検討時の留意点

- ・ 経営者保証ガイドラインを通じた保証債務の一体整理
- ・ （法的整理等移行時）私的整理手続の合意事項尊重

4. 事業再生計画成立後のフォローアップ

＜中小企業者＞

事業再生計画の実行、適時適切な状況報告

＜金融機関＞

事業再生計画のモニタリング、必要に応じた計画見直し要否検討等

＜第三部＞中小企業の事業再生等のための私的整理手続

再生型私的整理手続（※）

- ① 主要債権者の同意を得て、第三者支援専門家を選任
 - ➔ 民間の専門家（HPでリスト化）が公正・中立な立場から事業再生支援
- ② 第三者支援専門家が、事業再生計画策定支援等を開始
 - ➔ 支援開始の入口段階で詳細な事業再生計画等は求めず
- ③ （必要に応じて）中小企業者は対象債権者に一時停止を要請
- ④ 中小企業者は、事業再生計画案を作成
 - ➔ 債務超過解消年数5年以内等、中小企業の実態を踏まえた基準（債務免除等を含む場合、経済合理性があることが前提）
 - ➔ 経営責任の明確化には、感染症の世界的流行等にも配慮（経営者退任を必須とはせず）
- ⑤ 第三者支援専門家は、事業再生計画案を調査し、調査報告書を作成
- ⑥ 債権者会議開催（第三者支援専門家が調査結果等を報告）
 - ➔ 反対する債権者は速やかにその理由を説明
- ⑦ 全ての対象債権者の同意により、事業再生計画成立 （※）別途廃業型も整備

※2022年5月11日 日本弁護士連合会「事業再生シンポジウム『アフターコロナに向けて金融機関と弁護士はどのような支援ができるのか～事業再生等に関するガイドラインと経営者保証ガイドラインへの期待』」第1部①・レジュメより引用

目次

1. コロナ禍で何が起きたのか
2. 中小企業活性化協議会、中小企業の事業再生等に関するガイドライン策定の背景
- 3. 活性化パッケージのポイント**
4. 今後の中小企業支援への期待

「収益力の改善」がコロナ禍の中小企業支援のキーワード

< 中小企業のための事業再生等に関するガイドライン 第二部 >

- 中小企業者は、資金繰りの安定化を図りつつ、**本源的な収益力の改善に向けた事業改善計画を策定して、実行することが重要である。**（第二部1.（2）④「予防的対応」）
- 令和3年6月の政府の「成長戦略実行計画」でも指摘されている通り、事業再生には様々な手法がある。金融支援はそのオプションの一つであり、有事においては、**本源的な収益力の回復**が重要である。事業再生を進めるにあたっては、中小企業者が自律的・持続的な成長に向け、本源的な収益力の回復に取り組むことが必要である。（第二部2.（1）②「本源的な収益力の回復に向けた取組み」）

< 中小企業活性化協議会実施基本要領 別冊1 収益力改善支援実施要領 >

- 「中小企業活性化パッケージ」（2022年3月4日公表）の策定に合わせ、これまで協議会が培ってきた再生支援における金融機関調整能力、新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール支援におけるアクションプランの策定支援能力を一層活かすため、有事に移行しそうな中小企業者に対し、**有事に移行しないよう収益力の改善に向けた支援を実施する「収益力改善支援」を新設した。**・・・なお、**収益力改善支援は、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（2022年3月4日公表、4月15日適用開始）第二部1.（2）④記載の、予防的対応にあたる支援である。**（第二章第3の1「収益力改善支援の目的」）

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の概要（参考）

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の概要

＜第一部 本ガイドラインの目的等＞

目的① 基本的な考え方の提示

中小企業者の「平時」、「有事」、「事業再生計画成立後のフォローアップ」、各々の段階において、中小企業者、金融機関それぞれが果たすべき役割を明確化

目的② 新たな手続（中小企業版私的整理手続）の策定

公正かつ中立な第三者の支援専門家（「第三者支援専門家」）が、中小企業者の計画の合理性等を検証することで、金融機関等による私的整理手続を迅速かつ円滑化

＜第二部＞中小企業の事業再生等に関する基本的な考え方

1. 平時における中小企業者と金融機関の対応

＜中小企業者＞

財務基盤強化、経営の透明性確保、法個の資産分別管理、予防的対応

＜金融機関＞

経営課題の把握・分析、ソリューション提案、誠実な対応、予兆管理

2. 有事における中小企業者と金融機関の対応

＜中小企業者＞

適時適切な開示、本源的収益力回復、事業再生計画策定等、有事の対応を段階的に整理

＜金融機関＞

事業再生計画策定支援、専門家を活用した支援等、有事の対応を段階的に整理

3. 私的整理検討時の留意点

- ・ 経営者保証ガイドラインを通じた保証債務の一体整理
- ・ （法的整理等移行時）私的整理手続の合意事項尊重

4. 事業再生計画成立後のフォローアップ

＜中小企業者＞

事業再生計画の実行、適時適切な状況報告

＜金融機関＞

事業再生計画のモニタリング、必要に応じた計画見直し要否検討等

＜第三部＞中小企業の事業再生等のための私的整理手続

再生型私的整理手続（※）

- ① 主要債権者の同意を得て、第三者支援専門家を選任
 - ➔ 民間の専門家（HPでリスト化）が公正・中立な立場から事業再生支援
- ② 第三者支援専門家が、事業再生計画策定支援等を開始
 - ➔ 支援開始の入口段階で詳細な事業再生計画等は求めず
- ③ （必要に応じて）中小企業者は対象債権者に一時停止を要請
- ④ 中小企業者は、事業再生計画案を作成
 - ➔ 債務超過解消年数5年以内等、中小企業の実態を踏まえた基準（債務免除等を含む場合、経済合理性があることが前提）
 - ➔ 経営責任の明確化には、感染症の世界的流行等にも配慮（経営者退任を必須とはせず）
- ⑤ 第三者支援専門家は、事業再生計画案を調査し、調査報告書を作成
- ⑥ 債権者会議開催（第三者支援専門家が調査結果等を報告）
 - ➔ 反対する債権者は速やかにその理由を説明
- ⑦ 全ての対象債権者の同意により、事業再生計画成立（※）別途廃業型も整備

※2022年5月11日 日本弁護士連合会「事業再生シンポジウム『アフターコロナに向けて金融機関と弁護士はどのような支援ができるのか～事業再生等に関するガイドラインと経営者保証ガイドラインへの期待』」第1部①・レジュメより引用

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の概要②（参考）

〈委員〉

青木 隆 幸 商工組合中央金庫 融資管理室長
 市川 朋 治 あおぞら債権回収 常務取締役
 井上 賢 二 日本政策金融公庫 中小企業事業本部 企業支援部長
 遠藤 清 一 日本貸金業協会 常務執行役
 加藤 寛 史 中小企業再生支援全国本部 統括事業再生プロジェクトマネージャー
 加藤 正 敏 日本商工会議所 中小企業振興部長
 鴨田 和 恵 税理士 日本税理士会連合会 常務理事・中小企業対策部長
 川崎 大 輔 日本政策投資銀行 業務企画部担当部長
 川端 健 司 三井住友銀行 執行役員投融資企画部長
 木屋 英 樹 三井住友信託銀行 業務部長
 熊倉 竜 也 農林中央金庫 営業企画部部長
 (座長) 小林 信 明 長島・大野・常松法律事務所 弁護士
 齋藤 恭 明 静岡銀行 企業サポート部担当部長
 渋谷 浩 全国商店街振興組合連合会 専務理事
 須賀 一 也 須賀公認会計士事務所 代表
 杉本 純 子 日本大学法学部法律学科 教授
 高井 章 光 高井総合法律事務所 弁護士
 辻 伸 敏 多摩信用金庫 価値創造事業本部融資部担当常勤理事
 土井 和 雄 全国商工会連合会 政策推進部事業環境課長
 富永 浩 明 富永浩明法律事務所 弁護士
 中井 康 之 堂島法律事務所 弁護士
 菱沼 貴 裕 全国中小企業団体中央会 政策推進部長
 藤崎 武 志 全国信用保証協会連合会 事務局長
 松岡 宏 治 北洋銀行 常務執行役員融資部長
 松下 淳 一 東京大学大学院法学政治学研究科 教授
 養毛 良 和 三宅・今井・池田法律事務所 弁護士
 宮入 智 孝 大東京信用組合 融資部長
 山田 周 一 リース事業協会 法制委員会委員長

〈オブザーバー〉

岩井 一 真 最高裁判所 事務総局民事局第一課長兼第三課長
 神崎 忠 彦 中小企業庁 事業環境部金融課長
 中尾 学 農林水産省 経営局金融調整課長
 野崎 英 司 金融庁 監督局総務課長
 福田 敦 法務省 民事局参事官
 横尾 光 輔 財務省 大臣官房政策金融課長

〈事務局〉

佐藤 純 一 全国銀行協会 委員会室長
 平谷 健 全国銀行協会 委員会室副室長
 三橋 衛 全国銀行協会 委員会室副室長

※中小企業の事業再生等に関するガイドラインから引用

なぜ、「再チャレンジ」なのか

- なぜ、新型コロナの影響を受けた中小企業支援に「再チャレンジフェーズ」の支援策を組み込んだのか

中小企業活性化パッケージ
～コロナ資金繰り支援の継続と収益力改善・事業再生・再チャレンジの促進～

2022年3月4日
経済産業省
金融庁
財務省

Ⅱ. 中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援

収益力改善フェーズ	事業再生フェーズ	再チャレンジフェーズ
<p>① 認定支援機関による伴走支援の強化</p> <p>→ 収益力改善に向けた計画策定に加え、認定支援機関による計画実行状況のフォローアップや助言等を強化【22年4月～】</p> <p>② 協議会による収益力改善支援の強化</p> <p>→ ポストコロナを見据え、中小企業再生支援協議会において、コロナ禍で緊急的に実施している特別リスケ支援を収益力改善支援にシフト【22年4月～】</p>	<p>① 中小機構が最大8割出資する再生ファンドの拡充</p> <p>→ コロナの影響が大きい業種（宿泊、飲食等）を重点支援するファンドの組成、ファンド空白地域の解消を促進【順次】</p> <p>② 事業再構築補助金に「回復・再生応援枠」を創設</p> <p>→ 再生事業者が優先採択される枠を創設し、収益力の向上を促進【22年春頃～】</p> <ul style="list-style-type: none">・補助率：3/4（中堅2/3）・補助上限額：従業員規模により500万～1500万円 <p>③ 中小企業の事業再生等のガイドラインの策定 （経営者退任原則、債務超過解消年数要件等を緩和）</p> <p>→ 数百人規模の民間専門家（弁護士等）を活用し支援 → ガイドラインに基づく計画策定費用の支援制度を創設【22年4月～】</p>	<p>① 経営者の個人破産回避のルール明確化</p> <p>→ 個人破産回避に向け、「経営者保証ガイドライン」に基づく保証債務整理の申出を受けた場合には、金融機関が誠実に対応する、との考え方を明確化【21年度中】</p> <p>② 再チャレンジに向けた支援の強化</p> <p>→ 経営者の再チャレンジに向け、中小機構の人材支援事業を廃業後の経営者まで拡大【22年4月～】</p> <p>→ 中小機構において、廃業後の再チャレンジに向けた専門家支援を展開【順次】</p> <p>→ 公庫の再チャレンジ支援融資を拡充【22年2月～】</p>

収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する体制の構築

→ 全国47都道府県にある中小企業再生支援協議会を関連機関と統合し、**収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する「中小企業活性化協議会」を設置**。
→ 中小企業活性化協議会がハブとなって金融機関、民間専門家、各種支援機関とも連携し、苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを地域全体で推進。

※2022年3月4日公表 中小企業活性化パッケージから引用

なぜ、「再チャレンジ」なのか

- 「円滑な廃業」の道があるからこそ、安心して経営改善に向けた取り組みに着手できる
- 「円滑な廃業」に向けた仕組みを作るために、中小企業者・保証人双方ともに制度を構築

民間による支援

中小企業者

中小企業の事業再生等に関するガイドラインにおいて廃業型私的整理手続を創設

経営者等の保証人

廃業時における「経営者保証に関するガイドライン」の基本的考え方の制定



官による支援

再チャレンジ支援の改革

- ✓ 廃業を希望する中小企業者の窓口相談を開始
- ✓ 廃業型私的整理手続のサポート支援を開始
- ✓ 廃業確定後の経営者の経営者保証GL単独型に向けた支援を、経営者の再チャレンジ支援に位置付け

「円滑な廃業」を経済政策ととらえる

廃業時における「経営者保証に関するガイドライン」の基本的考え方

- 基本的考え方が、主たる債務者・保証人、対象債権者及び保証債務の整理に携わる支援専門家の、ガイドラインに基づく保証債務整理の理解の一助となり、主たる債務者が廃業したとしても、保証人は破産手続を回避し得ることが周知されることで、経営者が早期に経営改善、事業再生及び廃業を決断し、主たる債務者の事業再生等の実効性の向上に資するとともに、保証人が新たなスタートに早期に着手できる社会を構築し、ひいては地域経済全体の発展に資することが期待される。

中小企業活性化協議会実施基本要領

- 再チャレンジ支援が目指す「円滑な廃業」や「経営者等の再スタート」のための支援は、①破産手続によるよりも、中小企業者等の従業員等が円滑に転職できる機会が確保されていること、②破産手続によるよりも、経営者等にとって当該地域において再度事業を行う等の再スタートが容易であること、③破産手続によるよりも、当該中小企業者の取引先の連鎖倒産を回避することができること、④仮に、中小企業者が法的整理に至ったとしても、円滑な廃業を目指したことによって、法的整理手続を活用しながら事業譲渡等により事業及び雇用を維持できる可能性が高まることから、地域経済の発展に資する重要な取組である。

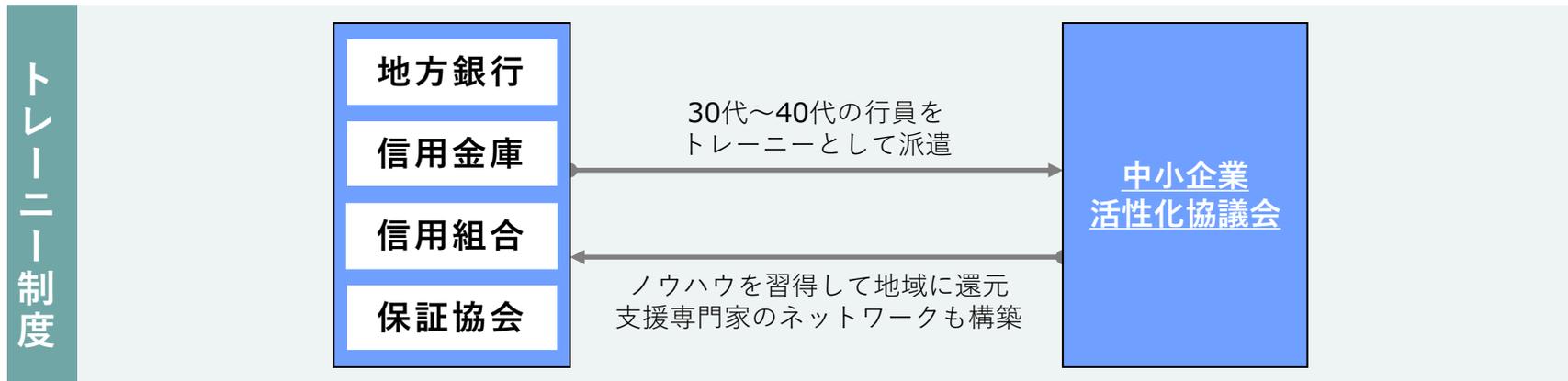
目次

1. コロナ禍で何が起きたのか
2. 中小企業活性化協議会、中小企業の事業再生等に関するガイドライン策定の背景
3. 活性化パッケージのポイント
4. 今後の中小企業支援への期待

今後の期待① 専門家人材の増加

- 人的交流の活性化
 - ✓ 収益力改善支援で作成したアクションプランの作成・実行支援にあたっての、**よろず支援拠点等の他支援機関と連携**
 - ✓ **再生トレーニー制度**の活用
 - ✓ **弁護士SMの増加、中小企業の事業再生等に関するガイドラインの第三者支援専門家増加**

再生トレーニー制度



期待される効果

中小企業庁

- ✓ 現役トレーニーから各地の協議会の様子を知ることができる
- ✓ トレーニーOBから各地域の政策課題の掘り起こしができる
- ✓ 企画段階の政策がワークするか、相談できる

活性化協議会

- ✓ 若手が組織に入ることによって統括責任者の気づき生まれる
- ✓ 他地域協議会の様子を知ることができる
- ✓ 金融機関に協議会を知ってもらい、連携が深まる

地域金融機関（トレーニー）

- ✓ 地域の横のつながりができる
- ✓ 縦のつながり（トレーニーOB）を活かして継続的にネットワークを増やすことができる
- ✓ 協議会の「活用の仕方」がわかり、再生支援のノウハウを蓄積できる

事業再生等GL～第三者支援専門家の選任～

【該当箇所抜粋】GL・QA 3 1の中小企業活性化協議会全国本部の第三者支援専門家候補者リストの認定要件（R6.4～）

金融支援の区分	認定要件
債務減免等 及び 債務返済猶予	<p>①平成28年4月以降に中小企業活性化協議会（旧称「中小企業再生支援協議会」。以下同じ。）において債務減免等（金融債務の減免その他債務の資本化等（D E Sを含む。）。以下同じ。）の案件における調査報告書の作成経験が2件以上あり、全国本部が確認した者 又は</p> <p>②以下のいずれかの経験の合計が3件以上あり、全国本部が確認した者（※1）</p> <p>ア 本手続に基づく第三者支援専門家補佐人（全国本部が作成したリストから選任された第三者支援専門家によって選任された者に限る）の経験（ただし再生型私的整理手続の債務減免等の案件に限る）</p> <p>イ 中小企業活性化協議会の再生支援において、全国本部又は実務家協会が作成したリストに掲載された第三者支援専門家の候補者が協議会外部専門家（※2）として個別支援チームに参画している場合に、協議会外部専門家補佐人として調査報告書を作成した経験（ただし金融支援の内容として債権放棄等の要請を含む案件に限る）</p>

事業再生等GL～第三者支援専門家の選任②～

【該当箇所抜粋】GL・QA 3 1の中小企業活性化協議会全国本部の第三者支援専門家候補者リストの認定要件（R6.4～）

債務返済猶予	<p>①平成28年4月以降に、常勤として中小企業活性化協議会において統括責任者／統括責任者補佐経験が2年以上あり、全国本部が確認した者（※3）</p> <p>又は</p> <p>②平成28年4月以降に、常勤として全国本部の事業再生プロジェクトマネージャー経験が2年以上あり、全国本部が確認した者（※3）</p> <p>又は</p> <p>③以下のいずれかの経験の合計が3件以上あり、全国本部が確認した者（※1）</p> <p>ア 本手続に基づく第三者支援専門家補佐人（全国本部が作成したリストから選任された第三者支援専門家によって選任された者に限る）の経験（ただし再生型私的整理手続の案件に限る）</p> <p>イ 中小企業活性化協議会の再生支援において、全国本部又は実務家協会が作成したリストに掲載された第三者支援専門家の候補者が協議会外部専門家として個別支援チームに参画している場合に、協議会外部専門家補佐人として、調査報告書を作成した経験（ただし、プレ再生計画案件を除く）</p>
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

今後の期待① 専門家人材の増加

■ 収益力の改善に向けた取組の活性化

- ✓ 経営力再構築伴走支援ガイドライン

(https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/keiei_bansou/guideline.pdf)

- ✓ 業種別支援の着眼点

(https://www.fsa.go.jp/policy/chuukai/0330gyosyubetu_00.pdf)

- ✓ 「早期経営改善計画策定支援」を活用した民間金融機関による経営改善支援の促進

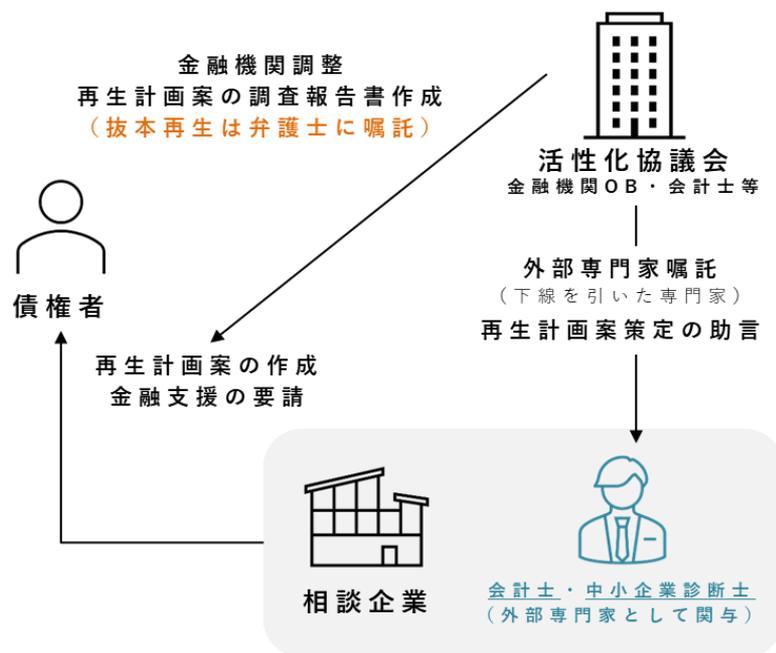
(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/2023/231226saisei.html>)

今後の期待② 私的整理による事業再生の浸透

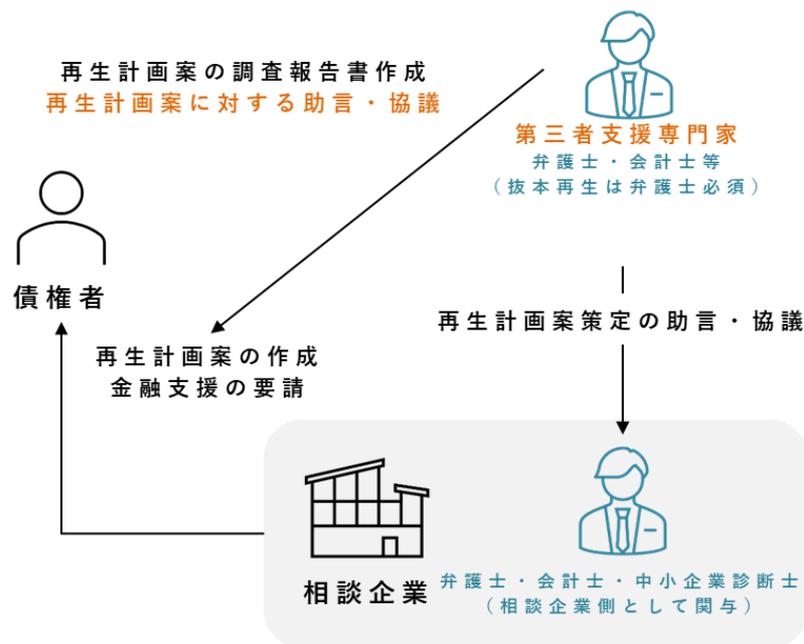
	法的整理 (民事再生・会社更生・破産等)	私的整理 (活性化協議会・中小版GL)
裁判所の 関与	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所が関与し、最後は裁判所が決定。 → 債権者の多数決で決定。調整が容易。 	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所は決定せず、当事者同士が調整。 → 全債権者の合意が原則。調整に時間がかかる。
公表の有無	<ul style="list-style-type: none"> 官報で公表される。 → 風評リスクにより事業価値を毀損するおそれ（取引先が撤退する等） 	<ul style="list-style-type: none"> 公表されない。 → 風評リスクは少なく、事業価値が毀損する前に再生に取り組むことが可能
対象となる 債権	<ul style="list-style-type: none"> 労働債権、商取引債権も含めた全債権。 → 雇用、取引先等の地域経済への影響大 	<ul style="list-style-type: none"> 原則金融債権のみ。 → 雇用、取引先、地域経済への影響小
その他	—	債権者に 経済合理性があること が前提 (破産する場合に比べて回収額が上回るなど)

補足①活性化協議会と中小企業版私的整理手続は類似の手続

中小企業活性化協議会



中小企業版私的整理ガイドライン



補足②事業再生等GLの再生型私的整理手続のプロセス

1. 支援着手

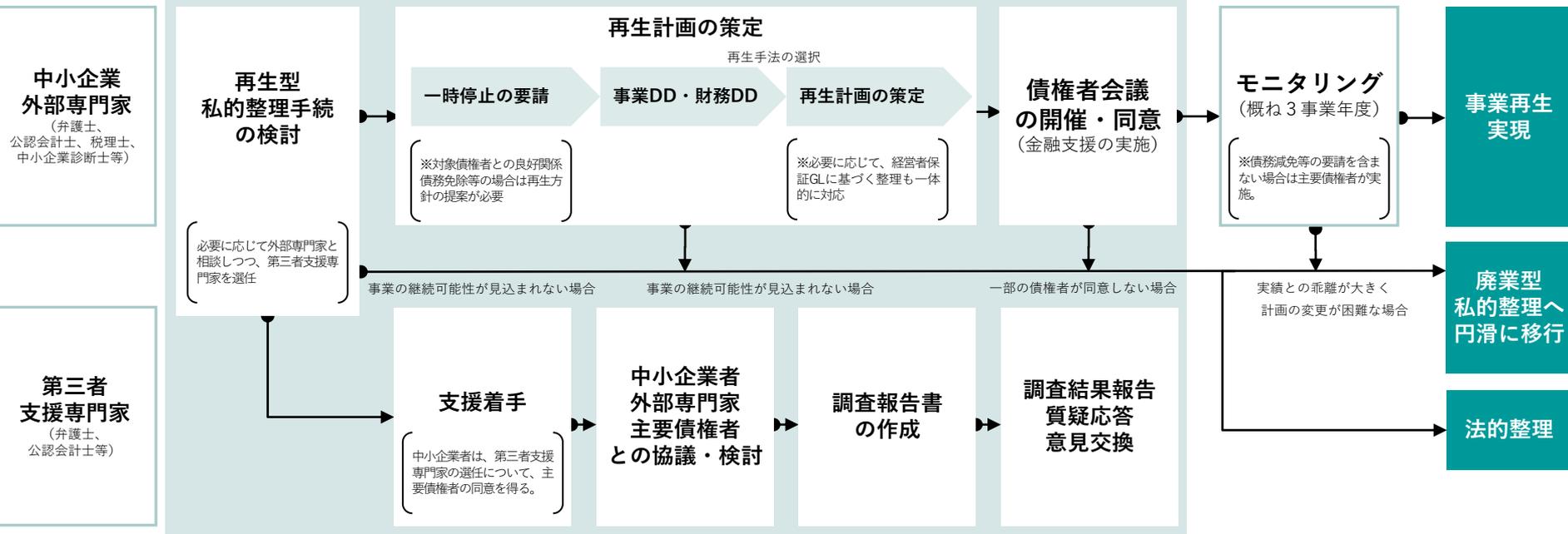
2. 再生計画策定

2-1. 一時停止

2-2. 計画策定

2-3. 合意形成

2-4. モニタリング

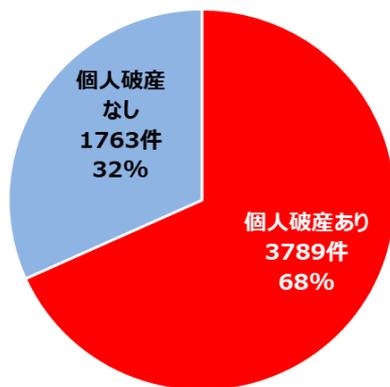


補足③ 「廃業時における経営者保証GLの基本的考え方」作成の背景

経営者の個人破産への対応

- 中小企業の経営者の多くは経営者保証を求められているが、民間調査会社の調査によれば、2020年度に破産した会社のうち、経営者も個人破産している案件が7割。
- また、経営者保証の提供に伴う影響として、前向きな投資や事業展開の抑制（51%）、早期の事業再生への着手の遅れ（45%）を挙げる回答が多い。

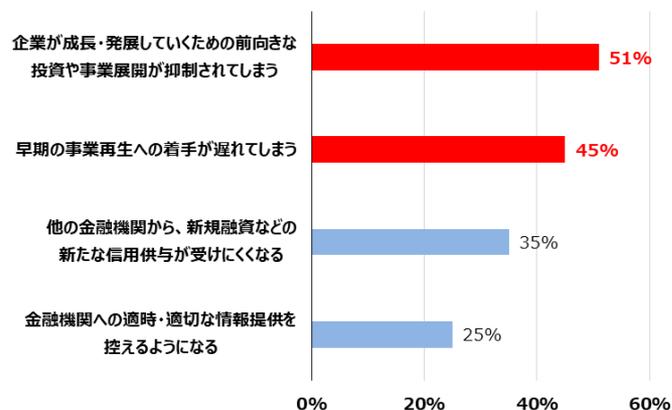
破産会社の社長破産率（2020年度）



(注) 2020年度（2020年4月1日～2021年3月31日）の官報公告で、破産開始決定を受けた株式会社、有限会社、合同会社の5,552社が対象。同期間に破産開始決定を受けた個人のうち、TSRデータベースに収録された破産会社の代表者のほか、破産管財人、官籍裁判所などを条件に取材し、破産会社の社長としている。負債1,000万円未満も対象。同一社長で複数の会社が破産している場合、事件番号が若い1社のみを対象としている。

(出所) 東京商工リサーチ「破産会社の社長破産率」調査（2021年8月）より作成。

経営者保証の提供に伴う影響（複数回答）



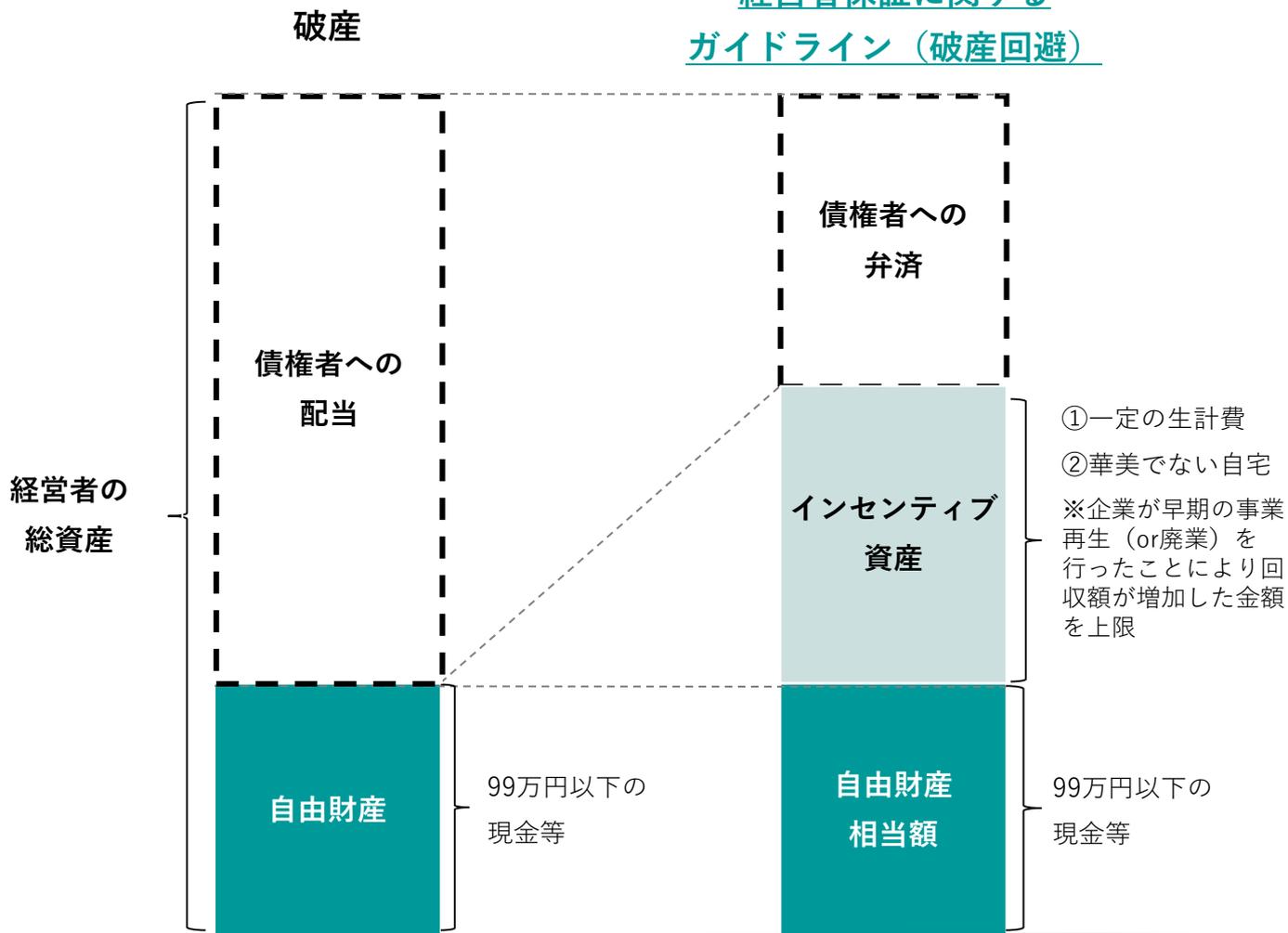
(注) 「経営者保証を提供することは、以下の内容について、どの程度の影響を与えますか。」という設問への回答を集計。影響があると回答した割合は、「かなり影響がある」、「それなりに影響がある」と回答した者の割合の和。調査対象は、地域銀行をメインバンクとする中小・小規模企業を中心に調査を行い、有効回答数は、9,371社。調査期間は2019年3月5日（火）～2019年3月22日。

(出所) 金融庁「企業アンケート調査の結果」（2019年11月）より作成。

※日本弁護士連合会事業再生シンポジウム「アフターコロナに向けて金融機関と弁護士はどのような支援ができるのか～事業再生等に関するガイドラインと経営者保証ガイドラインへの期待」中小企業庁講演資料より引用

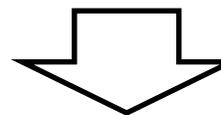
補足④具体的な保証債務整理のイメージ

経営者保証に関する ガイドライン（破産回避）



補足⑤一体型（法人・保証人）の私的整理の考え方

	破産時の 弁済額		私的整理時の 配当額
法人	500万円	◀	1000万円
保証人	200万円	▶	100万円 ⇒経済合理性 <u>なし</u>

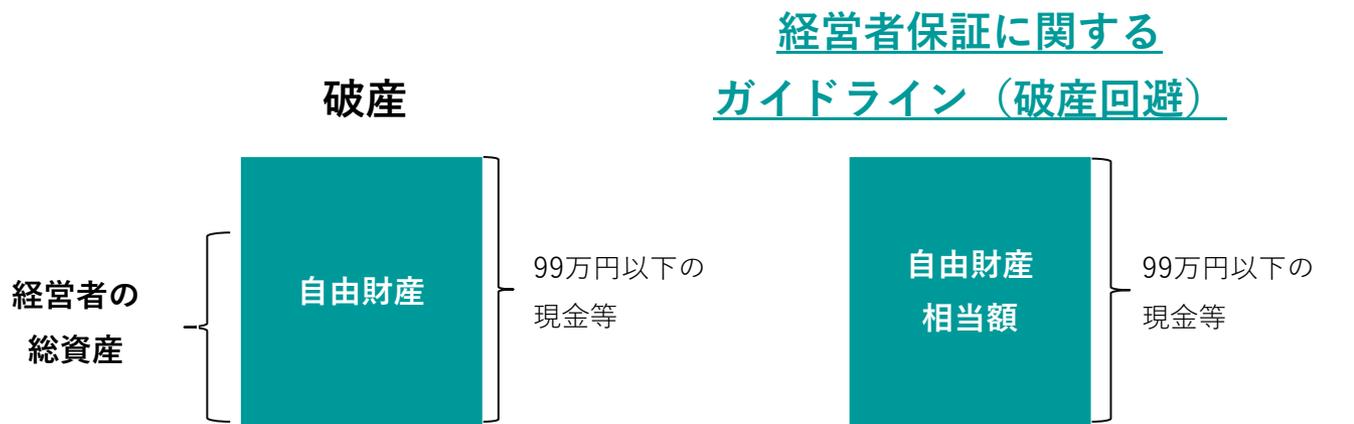


早期の事業再生の決断

	破産時の 弁済額		私的整理時の 配当額
法人	500万円 + 200万 円 = 700万円	◀	1000万円 + 100万円 = 1100万円 ⇒経済合理性 <u>あり</u>
保証人			

補足⑥主たる債務者が廃業しても保証人は個人破産を回避し得る

- 基本的考え方が、主たる債務者・保証人、対象債権者及び保証債務の整理に携わる支援専門家の、ガイドラインに基づく保証債務整理の理解の一助となり、**主たる債務者が廃業したとしても、保証人は破産手続を回避し得ることが周知される**ことで、経営者が早期に経営改善、事業再生及び廃業を決断し、主たる債務者の事業再生等の実効性の向上に資するとともに、**保証人が新たなスタートに早期に着手できる社会を構築し、ひいては地域経済全体の発展に資する**ことが期待される（1.はじめに）。
- ・また、対象債権者は、保証人に自由財産を超える保有資産がない等、保証人の保証履行能力の状況によっては、保証人が対象債権者に対し、**弁済する金額が無い弁済計画（いわゆるゼロ円弁済）もガイドライン上、許容され得る**ことに留意する（4.（2）保証債務の履行）。



地域における支援の最大化のために何が必要か。



ご静聴ありがとうございました。

ご質問・ご相談がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

弁護士 横田直忠

阿部・井窪・片山法律事務所

〒104-0028 東京都中央区八重洲2-8-7福岡ビル

Tel 03-3273-1860 Fax 03-3273-1991 E-mail: naotada.yokota@aiklaw.co.jp URL: <http://www.aiklaw.co.jp>

ABE, IKUBO & KATAYAMA

阿部・井窪・片山法律事務所